

消防庁告示第 号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年 月 日

消防庁長官 久保 信保

別表第一(4)中「消火器のうち」を「消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。）のうち、「<sup>(1)</sup>」<sup>(2)</sup>、設置後1年」を「設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年」<sup>(3)</sup>、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の」を「又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは」<sup>(4)</sup>「3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器」を「消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器」<sup>(5)</sup>と改め、同表(4)中「二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び」を削り、同表(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

別記様式第一（その二）を次のように定める。

消火器の内部等機能	本・体内容器等	本体容器											
		内筒等											
		液面表示											
	消火剤	性状											
		消火薬剤量											
	加圧用ガス容器												
	カッター・押し金具												
	ホース												
	開閉式ノズル・切替式ノズル												
	指示圧力計												
	使用済みの表示装置												
	圧力調整器												
	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)												
	粉上り防止用封板												
	パッキン												
サイホン管・ガス導入管													
ろ過網													
放射能力													
消火器の耐圧性能													
簡火用具 消具	外形	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	水量等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
備考													
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名					
器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。A は粉末消火器、B は泡消火器、C は強化液消火器、D は二酸化炭素消火器、E はハロゲン化物消火器、F は水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は 印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に 印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

## 附 則

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあつては、抜取り方式により実施することができるとして、この規定を適用する。

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表  
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)

(傍線は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別表第 1 消火器具の点検基準</p> <p>機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消火器の内部及び機能</p> <p><u>消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち、製造年から 3 年(化学泡消火器にあっては設置後 1 年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から 5 年)を経過したも</u>  <u>の又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは</u>  <u>緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合</u>  <u>において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊</u>  <u>結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から 3 年を経</u>  <u>過した加圧式の粉末消火器及び 5 年を経過した蓄圧式の消火器に</u>  <u>あっては、</u> 抜取り方式により点検を行うことができる。</p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 放射能力</p> <p><u>車載式の消火器以</u>  <u>外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放</u>  <u>射能力に異常がないこと。</u></p>	<p>別表第 1 消火器具の点検基準</p> <p>機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消火器の内部及び機能</p> <p><u>消火器のうち</u>  <u>製造年から 3 年(化学泡消火器にあっては、設置</u>  <u>後 1 年)を経過したも</u>  <u>の、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の</u>  <u>緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合</u>  <u>において、3 年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器(二酸化炭</u>  <u>素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)及び加圧式の粉末消火</u>  <u>器</u>  <u>に</u>  <u>あっては、</u> 抜取り方式により点検を行うことができる。</p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 放射能力</p> <p><u>二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器以</u>  <u>外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放</u>  <u>射能力に異常がないこと。</u></p>



